

フランス

(1)CNES 設置法(研究法)

／研究法 第 331-1 条～第 331-8 条
(法第 61-1382 号 1961 年 12 月 19 日)改正

第 1 条

国立宇宙研究センターは、財政的な自立性を与えられ、かつ、産業的かつ商業的な性格を有する、科学的かつ技術的な国の公共機関である。

第 2 条

国立宇宙研究センターは、宇宙に関連する科学的及び技術的研究を発達させ、指導することを目的とする。

同センターは次のことを行う。

1. 宇宙問題、宇宙の探査及び利用に関係する国家的及び国際的な活動に関する情報を収集する。
2. この分野における国益に基づく研究計画を、行政当局の承認のために準備し、かつ、提案する。
3. センターによって創設される研究所及び技術的機関において、又は他の公的な若しくは民間の組織と締結される研究協定によって、又は財政的な参加によって上記の計画の実施を確保する。
4. 外務省と連係して、宇宙分野における国際的な協力の問題に継続的に従事し、国際的な計画のフランスに委託される部分の実施を監督する。
5. 宇宙問題に関する科学的研究の出版を、直接的に、又は出資若しくは助成金の交付によって確保する。
6. 宇宙活動に関する技術規制の定義について、国を支援する。
7. 宇宙担当大臣の要請に基づき、宇宙事業者により実行されるシステムと手順と、第 f)項に規定される技術規制との適合性管理を実施する。」
8. 国の代理として、登録簿内の当該宇宙物体の登録を保持すること
(第6項～第8項 宇宙活動法第28条により追加)

第 3 条

国立宇宙研究センターは、政府代表、センター内の専門家、及び、公共セクター民営化に関する法律(1983年7月26日第83-675号)の第2章第2節の規定により選定された有識者で構成される、運営委員会によって運営される。

第 4 条

国立宇宙研究センターは、これらのミッションの資金調達のために、特に、財政法に基づき、政府お

よび民間の補助金、委託事業料金、寄付・遺贈金、金融その他金融関連商品から得た宇宙研究用の予算を使用する。

センターは、この法律の公布後直ちに、科学的及び技術的な研究開発基金と題された首相の予算項目(56-00)上の可決された宇宙研究協定において国家に代わる。

第5条

国立宇宙研究センターは、自己の財政上の管理を確保した上で、産業的かつ商業的な性格を有し、かつ、会計官を設置した公益機関に関する規定に従い会計を提出する。

第6条

1. フランス国立宇宙研究センター長は、国を代表して、所轄の行政当局により決定された地域においてギアナ宇宙センター施設の探査特別統制を行使する。そのため、同センター長は、地上で、またフライト中の、人身、財産及び環境の保護を確保するために、ギアナ宇宙センターからの打上げ準備と実行に関連する技術上のリスクの管理を内容とする全体的な安全ミッションを担当し、またこの目的を達するため、上記地域内で適用される特定の規則を設ける。

2. フランス国立宇宙研究センター長は、第1項に定義される地域に拠点を置く各企業及びその他の団体により、各施設及びそこにおいて実施される各活動の安全を確保するために講じられる手段の実施を、同部門の国の代表者の権限を持って調整し、それらの企業及び団体による、それらの者に課せられる義務の遵守状況を確認する。

3. 第1項及び第2項に規定される各ミッションの達成に厳密に必要な範囲内で、フランス国立宇宙研究センター長が正式に権限を付与する代理人は、もっぱら専門的な目的に使用され、第1項に定義される地域内のギアナ宇宙センターに拠点を置く企業及び団体によって占有される土地と敷地を利用することができる。

(第6条 宇宙活動法第21条第1項により修正)

第7条

フランス国立宇宙研究センター長は、宇宙活動に関する法(2008年6月3日第2008-518号)第8条に規定される行政当局の権限に基づき、また、宇宙活動の目的のため、同条に規定される、身及び財産の安全と公衆衛生と環境の保護を確保するための必要な措置を講じることができる。

第8条

コンセイユ・デタの命令は、フランス国立宇宙研究センター長が第L.331-6条に規定される権限を委任できる条件など、本章の適用の条件を定める

(第7条及び第8条 宇宙活動法第21条第2項により追加)